

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
前田道路株式会社	東京都品川区大崎1-11-3

2. 指名停止措置期間

令和8年6月2日 から 令和8年7月1日 まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

四国地方整備局徳島河川国道事務所発注の「令和6-7年度 横断道立江外舗装工事」において、安全管理措置の不適切により、鉄筋材料の移動に際してラフテレーンクレーンのアーム先端が特別高圧線に近接した結果、作業員が感電し負傷する事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

指名停止措置要領 別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

・指名停止措置について

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 茅中 正

○課長補佐 瀬川 晋士

・事実概要について

四国地方整備局 徳島河川国道事務所

副所長（改築） 南原 道昭 088-654-2211（代表）

○工務第二課長 吉香 英世 088-654-9162（直通）